

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車 軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（1268から2508）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

平成31年1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、令和2年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-1113



プレミアム付商品券の販売開始

消費税率の引き上げに伴う、低所得者・子育て世帯（0歳から3歳半未満児）の消費への影響の緩和と、地域の消費を喚起・下支えするため発行する、プレミアム付商品券の販売をおこないます。購入には引換券が必要となりますので、対象者には申請書類または、引換券を送付します。



対象者	購入限度額	
平成31年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方（平成31年度分の市町村民税（均等割）が課税されている方の配偶者、扶養親族等・生活保護の被保護者等を除く）	対象者 一人につき2万5,000円 （販売額2万円）	申請必要
平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子のいる世帯	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さん一人につき2万5,000円（販売額2万円）	申請不要 9月に引換券を送付予定

※分割販売（5,000円の商品券を4,000円で購入×5回）も実施します。

7月に対象者に申請書を送付しました。住民税非課税の方で、まだ、申請書類がお手元に届いていない方は下記連絡先にお問合わせください。

※購入を希望する際は、平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要です。

問合せ先 環境経済課 ☎95-1612